

さいたま市ソフトボール協会規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本協会は、さいたま市ソフトボール協会（以下「市ソ協」という。）と称し、事務所を会長指定の場所に置く

第2章 目的及び事業

第2条 市ソ協は、埼玉県ソフトボール協会ならびに同中央支部と連携し、ソフトボール競技の普及発展及びソフトボールを通じて健康の維持増進を図り、親睦を深めることを目的とする

第3条 市ソ協は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う

- (1) ソフトボールチーム（以下「チーム」という。）の育成及び連絡
- (2) ソフトボール競技の指導にあたる者の養成及び資質の向上
- (3) 競技会、講習会及びスポーツ教室の実施及び協力
- (4) その他市ソ協の目的達成に必要と認められた事項

第3章 組織

第4条 市ソ協は、市ソ協の趣旨に賛同する、さいたま市内のチーム及び審判員、記録員、指導者等を会員として組織する

第4章 役員

第5条 市ソ協に次の役員を置く

- | | | | |
|----------|--------|----------|--------|
| (1) 会長 | 1名 | (6) 理事 | 概ね 55名 |
| (2) 副会長 | 若干名 | (7) 評議員 | 概ね 60名 |
| (3) 理事長 | 1名 | (8) 監事 | 2名 (4) |
| (4) 副理事長 | 若干名 | (9) 事務局長 | 1名 |
| (5) 常任理事 | 概ね 25名 | | |

第6条 役員の選出方法及び職務は、次のとおりとする

- (1) 会長は、評議員会で推挙され、市ソ協を代表して会務を総理する。
- (2) 副会長は、評議員会で推挙され、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事長は、理事の互選により選出し、理事を代表し会務の執行に当たる。
- (4) 副理事長は2、理事会で推挙され、理事長を補佐し理事長事故あるときはその職務を代行する。
- (5) 常任理事は、理事の互選により選出し、会務を掌理する。
- (6) 理事は、第2条に掲げる専門委員会の委員長及び常任理事会で認められた副委員長並びに会長から推挙された学識経験者等とし、市ソ協運営上必要な事項を審議する。
- (7) 会長、副会長は、常任理事の資格を有する。
- (8) 評議員は、会員のうちから理事会で選出し会長が委嘱するものとし、評議員会に付議された事項を審議する。
- (9) 監事は、評議員会で選出され、市ソ協の財務及び業務を監査する。
- (10) 事務局長は、理事長が委嘱し、常任理事の資格を有し、市ソ協の事務を司る。

第7条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、会長については原則として連続5期

- 1 10年を限度とする。尚 評議員の任期は1年とする
- 2 任期中に欠員となり、選任された後任の役員の任期は、前任者の残任期間とする
- 3 役員は、その任期が終了しても後任者が就任するまではその職務を行う

第8条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数のそれぞれ3分の2以上の議決により、これを解任することができる

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う理事会及び評議員会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第9条 会長は、理事会の承認を得て市ソ協に功労のあった者を、顧問又は参与に委嘱することができる

- 2 顧問は、会長及び理事会の諮問に応じ意見を述べることができる
- 3 参与は、市ソ協の行事に参加することが出来る

第5章 会 議

第10条 理事会は、理事長、副理事長、常任理事及び理事をもって構成し、必要の都度、理事長が招集する。なお、理事長が必要と認めたときは、理事長の指名する者を出席させることができる

- 2 理事会の議長は、理事長が当たる
- 3 理事会は、次に掲げる事項を決定する
 - (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 評議員会提案事項に関すること。
 - (3) 役員の承認に関すること。
 - (4) 事業計画及び収支予算に関すること。
 - (5) 事業報告及び収支決算に関すること。
 - (6) その他市ソ協の運営に係わる重要事項に関すること。
- 4 理事会の議決は、この規約で別に定める場合を除くほか、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第11条 常任理事会は、理事長、副理事長及び常任理事をもって構成し、必要の都度、理事長が招集する

尚、理事長が必要と認めたときは、理事長の指名する者を出席させることができる

- 2 常任理事会の議長は、理事長が当たる
- 3 常任理事会は、次に掲げる事項を決定する
 - (1) 諸規定及び内規の改廃に関すること。
 - (2) 理事会及び評議員会事項に関すること。
 - (3) 大会運営に関すること。
 - (4) 各委員会間の情報交換及び連絡調整に関すること。
 - (5) その他必要と認められる事項に関すること。
- 4 常任理事会の議決は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第12条 評議員会は、毎年1回会長の招集によって開催する

- ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる
- 2 評議員会の議長は、会長が当たる
 - 3 評議員会は、この規約に定めるもののほか、会長の諮問に応じて必要な事項を審議すると共に、必要に応じて市ソ協の運営に関する重要事項について、会長に建議することができる
 - 4 評議員会の議決は、この規約で別に定める場合を除くほか、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する

第13条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名し、これを保存する。

第6章 登録

第14条 市ソ協に加入しようとするチーム及び審判員、記録員は、毎年度所定の手続きを経て登録しなければならない。登録についての細則は別に定める

第15条 加盟のチーム及び審判員、記録員、指導員等は、次の各号のいずれかに該当するときは会員たる資格を喪失する

- (1) 脱退したとき。
- (2) チームが解散したとき。
- (3) 除名されたとき。

第16条 脱退しようとするときは、理由を付して脱退届を会長に提出しなければならない

第17条 加盟のチーム及び審判員、記録員、指導員等が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会の議決を経て、会長がこれを除名することができる

- (1) 会費その他負担金を納入しないとき。
 - (2) 市ソ協の名誉を傷つけ、又は市ソ協の目的に背く行為があったとき。
 - (3) 前各号のほか、としての義務に違反したとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う理事会及び評議員会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない

第7章 懲罰委員会

第18条 市ソ協の目的から逸脱した行為等があった場合は、懲罰委員会において厳正に審査し、対処する

- 2 懲罰委員長は、市ソ協の会長が兼ねるものとする。
- 3 懲罰委員は、懲罰委員長が指名する。
- 4 懲罰規程は、別途定める。

第8章 会計

第19条 市ソ協の経費は、登録料、補助金及びその他の収入をもって充てる

第20条 既納の会費又は負担金は、いかなる理由があってもこれを返還しない

第21条 市ソ協の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる

第9章 附則

第22条 市ソ協は、第3条の事業を遂行するため、必要な専門委員会を設けることができる。
専門委員会の名称・目的その他細則は別に定める

第23条 表彰及び慶弔に関する事項は別に定める

第24条 この規約を施行するにあたって必要な事項は別に定める

第25条 本規約の改廃は理事現在数の3分の2以上の同意を得なければならない

第26条 本規約は、平成14年12月21日から施行する

平成16年 2月 7日 一部改正

平成18年12月16日 一部改正

平成22年 1月16日 一部改正

平成28年 1月30日 一部改正